

第98号議案

長崎市市民活動センター条例の一部を改正する条例

目 次	ページ
1 改正の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2 改正の内容・・・・・・・・・・・・・・・・	3
3 使用料の再算定・・・・・・・・・・	4 ～ 6
4 新旧対照表・・・・・・・・・・	7 ～ 8
【参考1】 条例施行規則で制定するもの・・・・・・・・	9 ～ 10
共通資料	
【参考2】 使用料・手数料の算定方針・・・・・・・・	11 ～ 16
【参考3】 使用料の改定・・・・・・・・・・	17 ～ 18
【参考4】 使用料・手数料の見直しに伴う 指定管理者制度導入施設への対応について・・	19 ～ 22

市 民 生 活 部

令和7年9月

1 改正の概要

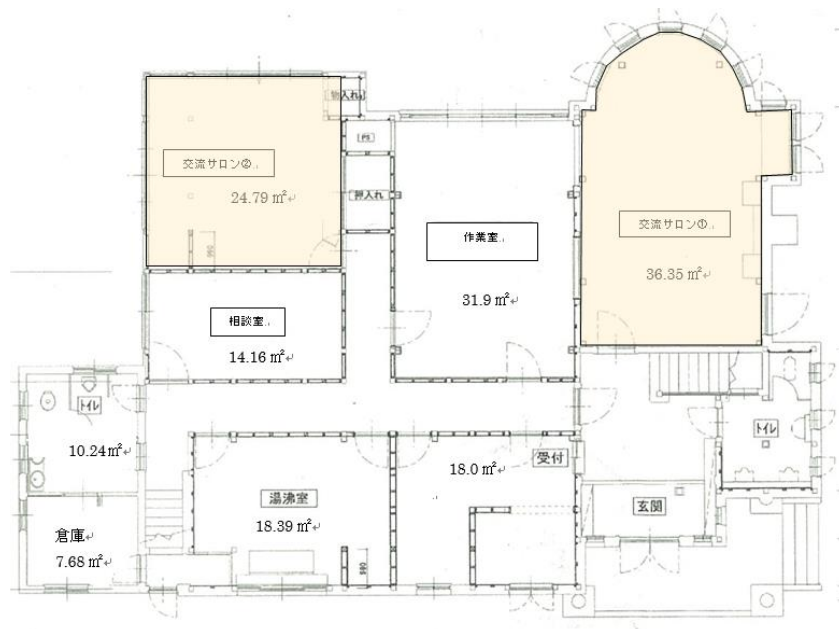
(1) 概 要

使用料及び手数料については、平成4年度以降、消費税改定に伴う料金転嫁を除き改定していないが、その間も施設運営費等は増加していることから、受益者負担の原則として、全庁的に改定するもの。

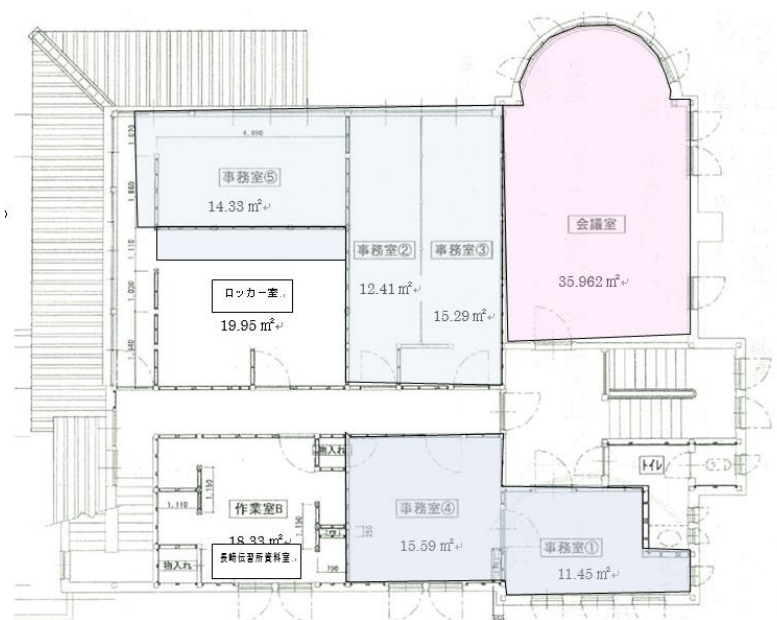
(2) 対象条例（市民生活部所管 市民活動施設）

条 例	施設名
長崎市市民活動センター条例	長崎市市民活動センター

長崎市市民活動センター 1 階



長崎市市民活動センター 2 階



2 改正の内容

(1) 長崎市市民活動センター

ア 使用料（利用料金の基準額）の改定（別表（第9条関係））

（ア）1月当たり

（単位：円）

区 分	現 行	改正案
事務室 1	10,371	12,440
事務室 2	12,257	14,570
事務室 3	13,200	15,840
事務室 4	14,142	16,820
事務室 5	15,085	18,100
ロッカー（大型）	523	470
ロッカー（小型）	314	340

（イ）1時間当たり

（単位：円）

区分	現行	冷暖房	現行＋冷暖房	改正案
会議室	104	104	208	280

イ 施行期日

令和8年4月1日

改正後の長崎市市民活動センター条例の規定は、この条例の施行の日以降にされる申請に係る利用料金について適用し、同日前にされた申請に係る利用料金については、なお従前の例による。

3 使用料の再算定

(1) 長崎市市民活動センター

通常算定：1室1時間あたりの原価（コスト）×受益者負担率

ア 算定結果

カテゴリー	施設名称	種別	総コスト (R6年度) ①	施設全体の 貸出可能面積 ②	年間開館時間 または月数 ③	実稼働率 ④	コスト/㎡ ⑤ $\left(\frac{①}{② \times ③ \times ④}\right)$	受益者負担率 ⑥
市民活動施設	長崎市市民活動センター	事務室	7,909,041円	176.34㎡	12月	79.6%	4,694円	25%
		ロッカー				51.7%	7,225円	
		会議室			4217時間	34.9%	30円	

参考2「イ 原価（コスト）」より

（ア）施設運営コスト

人件費、各種委託料、備品購入等の物件費など施設の運営に必要な直接コスト

（イ）施設整備等コスト

施設設備に係るコスト（国庫補助等を除いた額を減価償却のうえ算出）

参考2「ウ 受益者負担率」より25%

民間サービス提供の度合い：低

市民生活上の必要性の度合い：中

3 使用料の再算定

(1) 長崎市市民活動センター

(単位：円)

使用料項目 (㎡) ⑦	現行料金 (冷暖房がある場合はその 料金を含む) ⑧	コスト/室 ⑨ (⑤×⑦)	再算定結果 ⑩ (⑨×⑥)	激変緩和 措 置 ⑪	最終結果 ⑫ (※)	増 減 ⑬ (⑫-⑧)
事務室 1 (11.45㎡)	10,371	53,744	13,436	12,440	12,440	2,069
事務室 2 (12.41㎡)	12,257	58,250	14,562	14,700	14,570	2,313
事務室 3 (15.29㎡)	13,200	71,768	17,942	15,840	15,840	2,640
事務室 4 (14.33㎡)	14,142	67,262	16,815	16,970	16,820	2,678
事務室 5 (15.59㎡)	15,085	73,176	18,294	18,100	18,100	3,015
ロッカー (大型) (0.26㎡)	523	1,878	470	730	470	▲53
ロッカー (小型) (0.18㎡)	314	1,335	334	470	340	26
会議室 (35.96㎡)	208 (内訳) 会議室使用料：104 冷暖房設備使用料：104	1,095	274	410	280	176

※ 太字は激変緩和措置適用

3 使用料の再算定

(1) 長崎市市民活動センター

イ 他都市の状況（類似施設の状況）

施設名（都市名）	貸事務室（月額・1㎡当たり） ※比較するため1㎡当たりの単価を算出	会議室（1時間当たり）	
		定員	使用料 ※冷暖房使用料含む
長崎市市民活動センター（長崎市）	【現行】988円 【改正案】1,174円	20名	【現行】208円 【改正案】280円
させぼ市民活動プラザ（佐世保市）		20名	30円
ながさき県民ボランティア活動支援センター（長崎県）		18名	無料
久留米市市民活動サポートセンターみんくる（久留米市）		30名	470円
なは市民活動センター（那覇市）	923円	20名	350円
市民活動交流センター（岐阜市）	1,517円	24名	無料
仙台市市民活動サポートセンター（仙台市）	1,800円	15名	400円
名取市市民活動支援センター（名取市）	1,200円	30名	220円

4 新旧対照表

(1) 長崎市市民活動センター

改正前	改正後
○長崎市市民活動センター条例 平成20年3月21日 条例第3号 第1条から第19条 (略)	○長崎市市民活動センター条例 平成20年3月21日 条例第3号 第1条から第19条 (略) 附 則 (施行期日) 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。 (経過措置) 2 改正後の長崎市市民活動センター条例の規定は、この条例の施行の日以降に申請されるものについて適用し、同日前に申請されたものについて、なお従前の例による。

4 新旧対照表

(1) 長崎市市民活動センター

改正前			改正後		
別表（第9条関係） （平25条例48・平29条例6・平31条例2・一部改正）			別表（第9条関係） （平25条例48・平29条例6・平31条例2・一部改正）		
区分		金額	区分		金額
事務室		円	事務室		円
	1	1月につき <u>10,371</u>		1	1月につき <u>12,440</u>
	2	1月につき <u>12,257</u>		2	1月につき <u>14,570</u>
	3	1月につき <u>13,200</u>		3	1月につき <u>15,840</u>
	4	1月につき <u>14,142</u>		4	1月につき <u>16,820</u>
	5	1月につき <u>15,085</u>		5	1月につき <u>18,100</u>
会議室		1時間につき <u>104</u>	会議室		1時間につき <u>280</u>
ロッカー	大型	1月につき <u>523</u>	ロッカー	大型	1月につき <u>470</u>
	小型	1月につき <u>314</u>		小型	1月につき <u>340</u>
備考 [略]			備考 [略]		

【参考 1】 条例施行規則で制定するもの

附属設備使用料と減免については、条例に基づき、規則に制定する。

(1) 長崎市市民活動センター

ア 附属設備使用料

区 分		単位	現 行	改正案
冷暖房設備		1時間につき	104	会議室使用料に含めるため廃止
複写機	日本産業規格A4 白黒	1枚（片面）	1.68	12
	日本産業規格A3 白黒	1枚（片面）	2.59	13
	日本産業規格A4 カラー	1枚（片面）	6.36	18
	日本産業規格A3 カラー	1枚（片面）	7.28	19
大判 プリンター	日本産業規格A1 普通紙	1メートルにつき	195.40	200
	日本産業規格A1 コート紙	1メートルにつき	337.75	350
	日本産業規格A0 普通紙	1メートルにつき	284.07	220
	日本産業規格A0 コート紙	1メートルにつき	505.74	460

【参考 1】 条例施行規則で制定するもの

(2) 減 免

ア 方針に基づく共通減免適用分

現 行		改正案		考え方
項 目	減免率	項 目	減免率	
本市又は本市の機関が主催し、又は共催する行事に利用するとき。	100%	【継続】 本市及び本市の機関が自ら使用する場合及び市が主催又は共催する事業で施設を利用するとき	100%	本市との協議等で利用することから、相互に協力する必要があるため。

イ 方針に基づく施策推進適用分

現 行		改正案		考え方
項 目	減免率	項 目	減免率	
—	—	【新規】 本市に登録する市民活動を行う団体がその目的達成のための活動に利用するとき	50%	施設の目的に合致するため。規則第7条第1項に規定する活動を行うことにより、市民活動の活性化に寄与する。

ウ その他市長が特に必要と認める分

現 行		改正案		考え方
項 目	減免率	項 目	減免率	
その他市長が特に必要と認めるとき	市長が必要と認める額	現行のとおり。	現行のとおり。	市の施策を推進するため。ただし、減免の実施は、歳入を減少させ市の財政に影響を与えることを念頭に、真に必要なものに限定する。

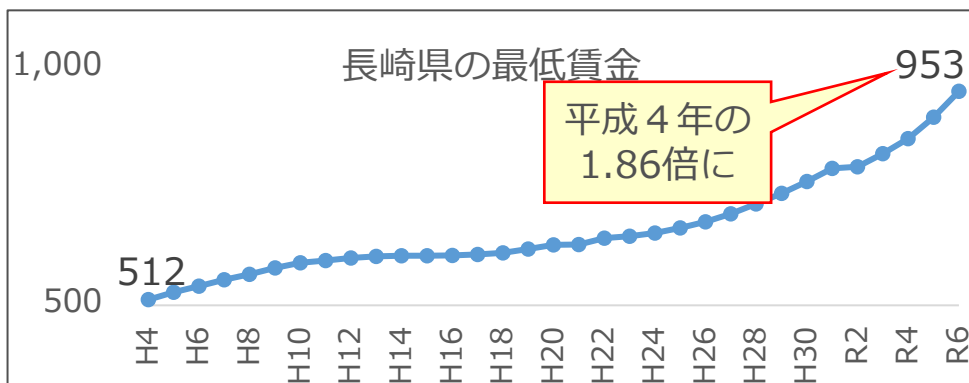
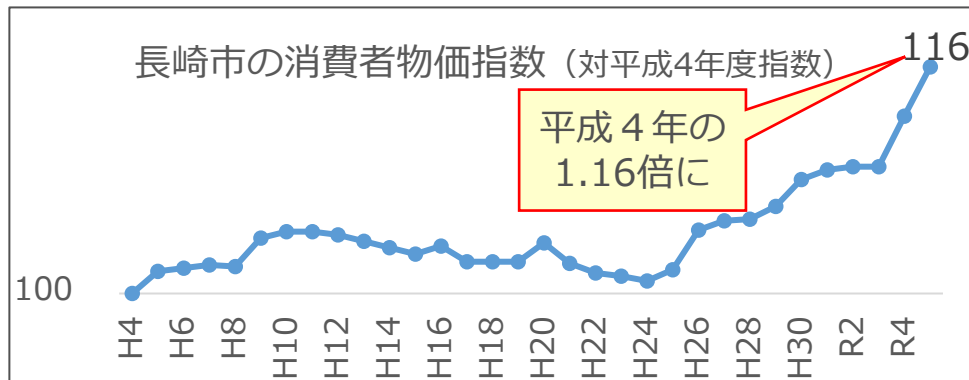
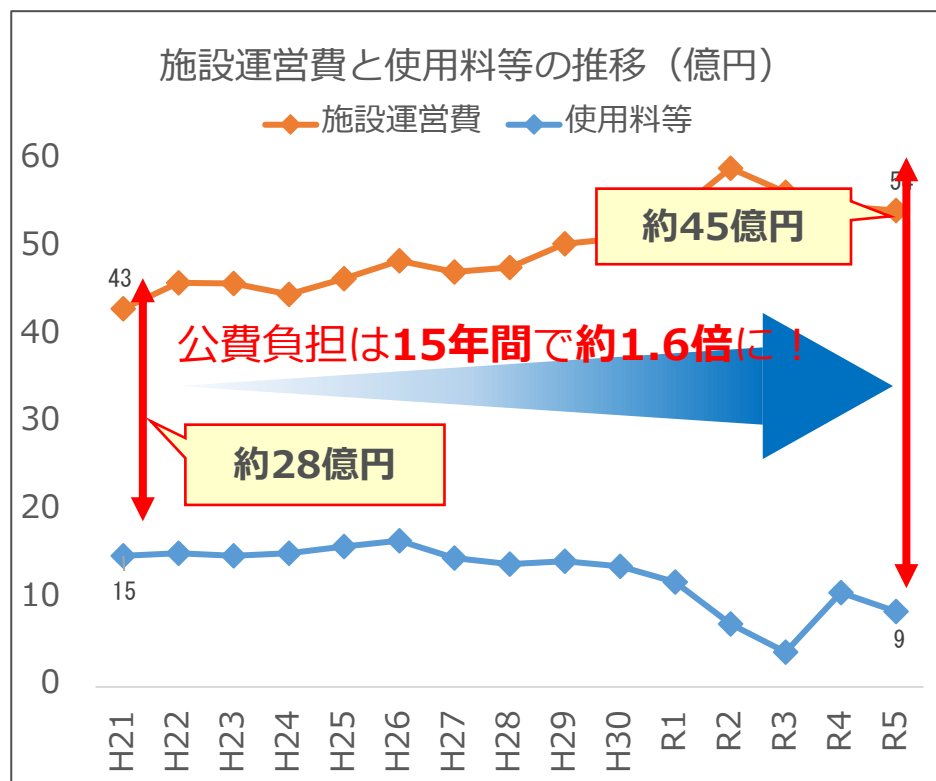
【参考2】 使用料・手数料の算定方針

(1) 見直しの背景

ア 現 状

使用料や手数料については、これまでも改定を検討していたが、消費税の改定に伴うものを除き、平成4年度以降約30年間改定していない。

この間、人件費や物件費などの**施設運営費は増加し続けている**ため、本来、施設の利用者が負担する**使用料で賄うべき施設運営費を賄えておらず**、不足分は**公費（税金等）で補っている**状況である。
なお、手数料においても同様の状況にある。



【参考2】 使用料・手数料の算定方針

(1) 見直しの背景

イ 問題解決に向けて

(ア) 受益者負担の適正化

施設の運営費等のコストを明確にし、令和6年度に策定した「**使用料・手数料の算定方針**」に基づき、全庁統一的な考え方に基づいた使用料・手数料を設定することで、**受益者負担の適正化**及び**持続的な市民サービスの提供**を図る。

なお、本見直し後も定期的な見直しを実践し、適切な受益者負担に基づく料金設定を行う。

施設の運営コスト、使用料等収入及び利用者数の明確化

(イ) コスト適正化の取組み

a 施設運営コスト等の適正化

既存の経費が過大となっていないか精査し、**業務内容や必要な人数等の適正化**を図るとともに、コスト削減や市民の利便性向上を図るため、キャッシュレス化等の**デジタル化を推進**する。

b 施設の運営手法の見直し・廃止検討

運営コストに対する使用料が安価な施設については、使用料を見直すだけでなく、**利用者の増加策**や**運営費の削減**のほか、**施設の統廃合や民間への貸付を検討**する。

受益者負担・公共施設運営の適正化

(ウ) 持続可能な財政運営

適正な受益者負担及び公費負担割合とすることで、**持続可能な財政運営**に寄与する。

【参考2】 使用料・手数料の算定方針

(2) 使用料

ア 算定方法

使用料は、施設の維持管理に係る「原価（コスト）」と「受益者負担率」に基づき算定する。

■ 入館施設（個人単位で使用する施設）

1人あたりの原価（コスト）

$$\text{1人あたりの使用料} = \frac{\text{施設全体のコスト}}{\text{年間目標利用者数}} \times \text{受益者負担率}$$

■ 貸館施設（貸出スペースごとで使用する施設）

1室1時間あたりの原価（コスト）

$$\text{1室1時間あたりの使用料} = \frac{\text{施設全体のコスト}}{\text{施設全体の貸出可能面積} \times \text{年間開館時間} \times \text{実稼働率}} \times \text{室面積} \times \text{受益者負担率}$$

イ 原価（コスト）

使用料算定における原価（コスト）は施設運営コスト及び施設整備等コストとする。

（ア）施設運営コスト	人件費、各種委託料、備品購入等の物件費など施設の運営に必要な直接コスト
（イ）施設整備等コスト	施設設備に係るコスト（国庫補助等を除いた額を減価償却のうえ算出）

【参考2】 使用料・手数料の算定方針

(2) 使用料

ウ 受益者負担率

使用料は受益者負担の原則に基づき算定するが、施設の設置目的や提供するサービスに配慮する必要があることから、施設毎に適正な受益者負担率を設定する。

 高い 民間によるサービス提供度 低い	受益者負担率：50% 【民間サービス提供の度合い】 - 民間によるサービス提供が見込める施設（全国的に行政と民間の競合が成立しているもの） 【市民生活上の必要性の度合い】 - 市民生活上、必須である施設	受益者負担率：75% 【民間サービス提供の度合い】 - 民間によるサービス提供が見込める施設（全国的に行政と民間の競合が成立しているもの） 【市民生活上の必要性の度合い】 - 一定数の市民が使用するもので、市民生活上、一定必要である施設	受益者負担率：100%以上 【民間サービス提供の度合い】 - 民間によるサービス提供が見込める施設（全国的に行政と民間の競合が成立しているもの） 【市民生活上の必要性の度合い】 - 一部の市民が使用するもので、市民生活上必須ではない施設
	受益者負担率：25% 【民間サービス提供の度合い】 - 全国的に民間サービスの提供があるが、長崎市への参入見込が薄い施設 【市民生活上の必要性の度合い】 - 市民生活上、必須である施設	受益者負担率：50% 【民間サービス提供の度合い】 - 全国的に民間サービスの提供があるが、長崎市への参入見込が薄い施設 【市民生活上の必要性の度合い】 - 一定数の市民が使用するもので、市民生活上、一定必要である施設	受益者負担率：75% 【民間サービス提供の度合い】 - 全国的に民間サービスの提供があるが、長崎市への参入見込が薄い施設 【市民生活上の必要性の度合い】 - 一部の市民が使用するもので、市民生活上必須ではない施設
	受益者負担率：0% 【民間サービス提供の度合い】 - 民間サービスの提供はほとんどない施設 【市民生活上の必要性の度合い】 - 市民生活上、必須である施設	受益者負担率：25% 【民間サービス提供の度合い】 - 民間サービスの提供はほとんどない施設 【市民生活上の必要性の度合い】 - 一定数の市民が使用するもので、市民生活上、一定必要である施設	受益者負担率：50% 【民間サービス提供の度合い】 - 民間サービスの提供はほとんどない施設 【市民生活上の必要性の度合い】 - 一部の市民が使用するもので、市民生活上必須ではない施設
 高い ← 市民生活上の必要性 → 低い			

【参考2】 使用料・手数料の算定方針

(2) 使用料

工 激変緩和措置

使用料算定の結果、急激な値上げとなる場合、市民生活への影響が懸念されるため、次のとおり激変緩和措置を設定する。ただし、市民生活への影響が過大ではない場合は設定しない。

現行料金	激変緩和措置	適用期間
～250円	2倍	次期見直しまで
251～500円	1.5倍	
501～2,000円	1.4倍	
2,001～10,000円	1.3倍	
10,001円～100,000円	1.2倍	
100,001円以上	1.1倍	

才 減 免

使用料の減免によって減額される使用料収入は公費で充当することから、**減免は例外的な取扱い**であるため、市が推進する施策に貢献できる公益性が認められる「**合理的な理由**」がある場合のみ、**例外的に減免**することができることとし、該当しないものは減免しない。

【参考2】 使用料・手数料の算定方針

(3) 手数料

ア 算定方

手数料は、役務を提供するための「原価（コスト）」に基づき算定する。

$$\text{手数料} = \text{原価（コスト）}$$

イ 原価（コスト）

手数料算定における原価（コスト）は人件費及び物件費とする。

（ア）人件費	1分あたりの人件費（職種別平均給与単価） × 平均処理時間
（イ）物件費	直接物件費 ÷ 年間処理件数

ウ 激変緩和措置

使用料と同様に設定可能とする。

エ 減 免

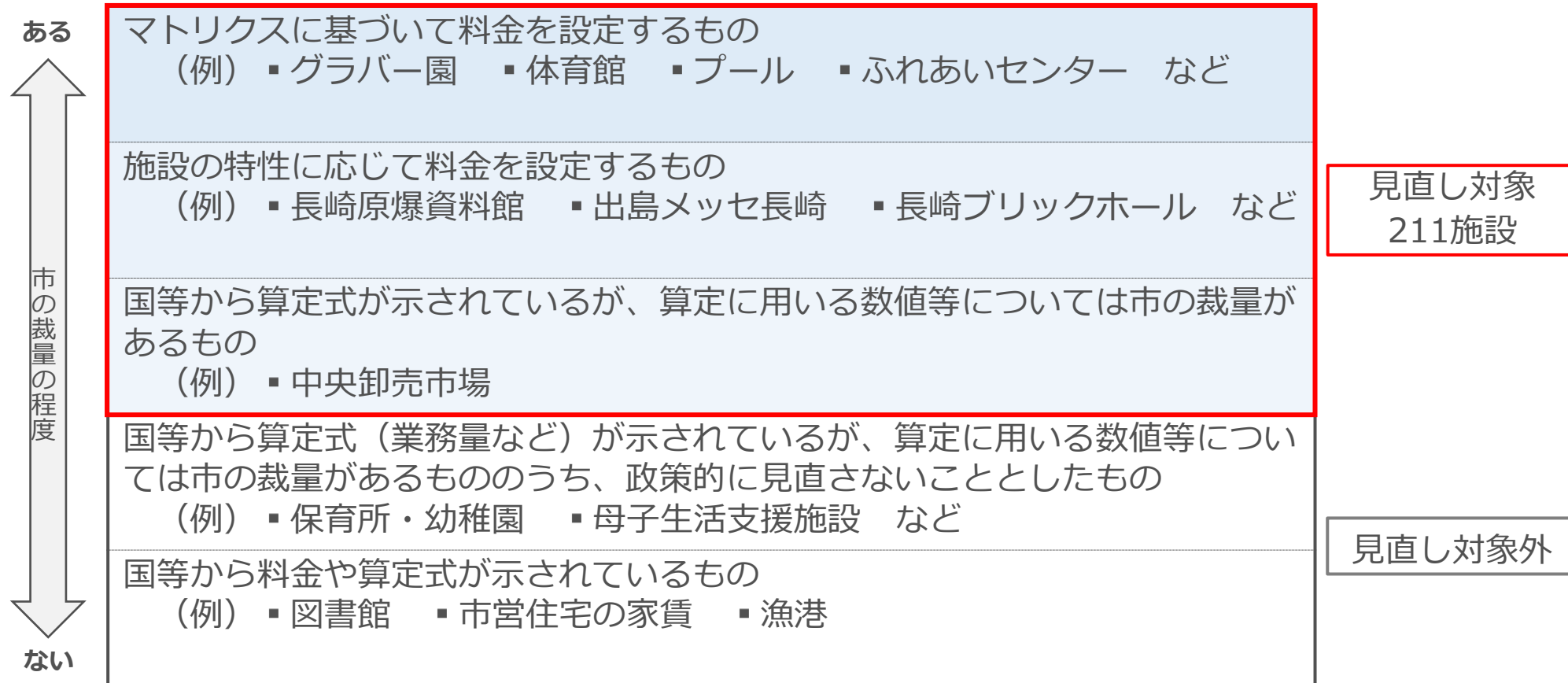
使用料と同様に設定可能とする。

(4) 定期的な見直し

使用料及び手数料の定期的な見直しについては、「使用料・手数料の見直しの方針」に基づき、**原則として5年毎に実施**する。また、社会情勢の変化や政策的措置等を適切に反映するため、経済状況の急変などに対応する必要がある場合は、前倒して見直しを行う。

【参考3】使用料の改定

(1) 見直しの対象



【参考3】使用料の改定

(2) 各施設の受益者負担率

 高い 民間によるサービス提供度 低い	受益者負担率：50% 港湾施設（切符売場）	受益者負担率：75%	受益者負担率：100%～ 文化財、観光施設、公園施設（入ロフカー） ホール型施設（交流拠点施設） 市営宿泊施設、市有墓地、商業振興施設、 農林業振興施設、市営駐車場、レクリエーション施設 港湾施設（売店等） 健康増進・入浴施設（公衆浴場以外）
	受益者負担率：25% 火葬場	受益者負担率：50% スポーツ施設、公園施設（スポーツ施設） 博物館、こども遊戯施設 ホール型施設、公園施設（屋外ステージ）	受益者負担率：75%
	受益者負担率：0% 街区公園、公園施設（通常公園部分）	受益者負担率：25% 市民活動施設、コミュニティ活動施設 自主学习・研修施設 その他の会議室	受益者負担率：50% 健康増進・入浴施設（公衆浴場）
	高い ← 市民生活上の必要性 → 低い		

【参考4】 使用料・手数料の見直しに伴う指定管理者制度導入施設への対応について

(1) 見直しの背景と対応

- 指定管理者制度導入施設のうち利用料金制を適用している施設については、利用料金収入額を変更し、指定管理委託料又は固定納付金の見直しを行う必要がある。
- 一方で、これまで使用料・手数料（以下「使用料等」という。）の見直しを30年以上行っておらず、指定管理者による集客努力をもってしても、十分に使用料等改定の効果が発揮できない場合も想定される。
- 協定書の責任分担表においては、「施設管理・運営に影響を及ぼす法令等の変更」及び「長崎市の事情による利用者の減」の責任は長崎市が負うものとしている。
- 市の施策として使用料等の見直しを進める中、それに伴うリスクを指定管理者に負わせることがなく、安定した施設の管理運営を行うことができるよう、指定管理者にとって不利とならない対応を行う。

（参考）協定書における責任分担表（抜粋）

項目		長崎市	指定管理者
制度・法令変更	施設管理・運営に影響を及ぼす法令等の変更	○	
	指定管理者自身に影響を及ぼす法令等の変更		○
利用者の変動	長崎市の事情による利用者の減	○	
	当初の事業計画の利用者見込みとの相違		○

【参考4】 使用料・手数料の見直しに伴う指定管理者制度導入施設への対応について

(2) 令和8年度における対応について

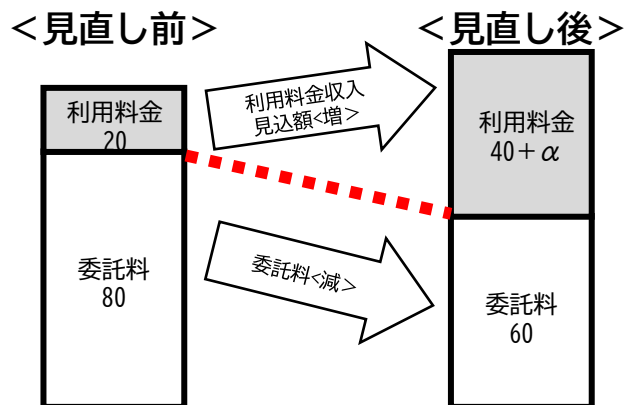
利用料金併用制の施設

※一部を市からの指定管理委託料で、残りを利用料金で賄う
(P21以外の施設のうち、使用料等の見直しに伴い
利用料金の改定を行う施設)

- 原則として、利用料金制の適用施設は、見直し後の利用料金の基準額（以下「新料金」という。）を踏まえて、委託料の算定を行う。
- 一方、令和8年度においては、使用料等の見直しを長期間実施していないことから、指定管理者の集客努力をもってしても、利用者数の減など、十分に料金改定の効果が発揮できない場合も想定されるため、特例として現行の委託料を据え置くこととする。

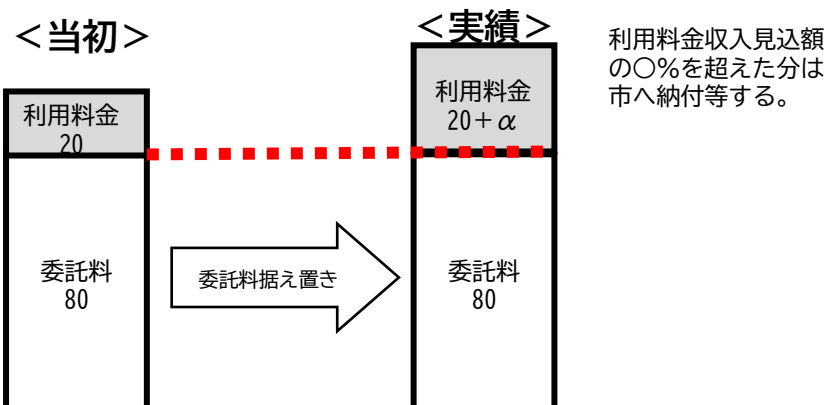
原則

- 利用料金収入見込額の「増」に伴い、委託料は「減」となる。



令和8年度

- 令和8年度においては、特例として現行の委託料を据え置く。
- 現行の協定書の考え方と同様に、利用料金収入見込額の〇%までは指定管理者の収入とし、それを超えた分は市への納付若しくは利用者への還元に充てるものとする。



【参考4】 使用料・手数料の見直しに伴う指定管理者制度導入施設への対応について

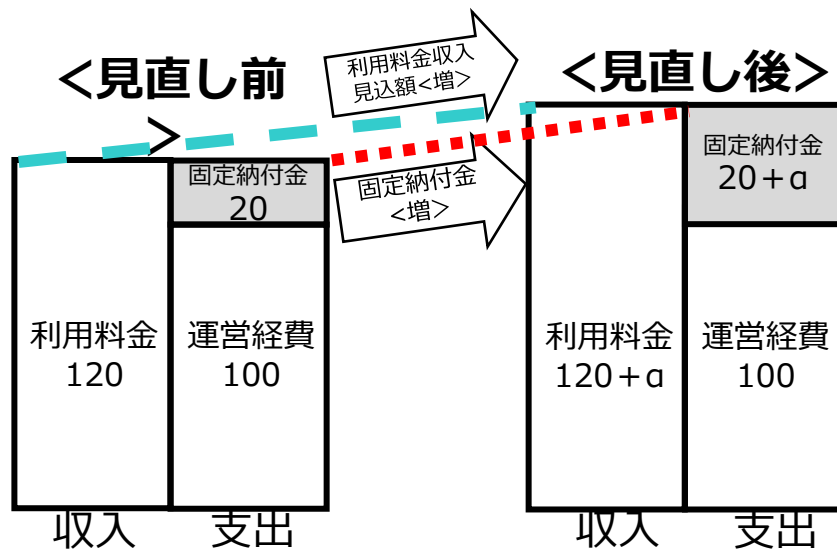
(2) 令和8年度における対応について

完全利用料金制の施設 ※すべてを利用料金で賄う
(グラバー園、長崎ロープウェイ、出島、出島メッセ長崎、
駐車場・二輪車等駐車場のうち、使用料等の見直しに伴い
利用料金の改定を行う施設)

- 原則として、利用料金制の適用施設は、新料金を踏まえて、固定納付金の算定を行う。
- 一方、令和8年度においては、使用料等の見直しを長期間実施していないことから、指定管理者の集客努力をもってしても、利用者数の減など、十分に料金改定の効果が発揮できない場合も想定されるため、特例として現行の固定納付金を据え置くこととする。

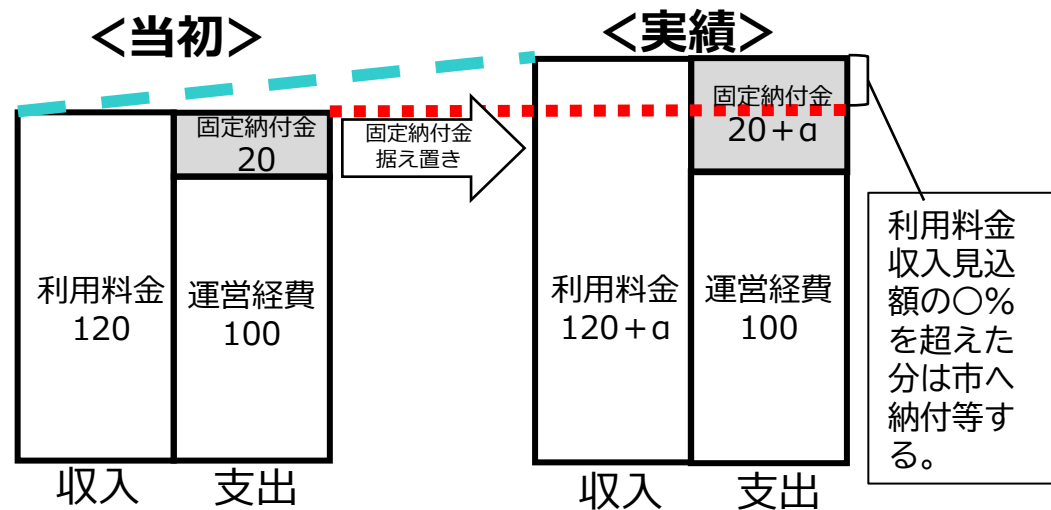
原則

- 利用料金収入見込額の「増」に伴い、固定納付金は「増」となる。



令和8年度

- 令和8年度においては、特例として現行の固定納付金を据え置く。
- 現行の協定書の考え方と同様に、利用料金収入見込額の○%までは指定管理者の収入とし、それを超えた分は市への納付若しくは利用者への還元に充てるものとする。



【参考4】 使用料・手数料の見直しに伴う指定管理者制度導入施設への対応について

(3) 使用料等の見直しに伴う経費の対応

- 指定管理業務として対応するものは、指定管理者と協議のうえ、令和8年4月からの見直しに向けた準備行為として、令和7年度に負担金等の必要な財政措置を講じる。
(広報物の印刷製本費や券売機改修委託料など)

(4) スケジュール

時期	指定管理者制度導入施設	令和8年4月の更新施設
令和7年 8月 9月 10月 11月 12月	9月市議会条例改正 (各施設の使用料等の見直し) - 指定管理者と協議 ※必要に応じ補正予算計上	- 公募開始 9月市議会条例改正 (各施設の使用料等の見直し) - 指定管理者候補者の選定 11月市議会 (指定議案及び債務負担行為設定)
令和8年 1月 2月 3月 4月	2月市議会(当初予算) - 新料金の運用開始	2月市議会(当初予算)、協定締結 - 新料金の運用開始